消費生活相談業務を開始 4月1日から東三河広域連合で

す。 うことで相談サービスの向上を図り 窓口でも相談を受けることができま ます。東三河地域の住民の方はどの た相談業務を広域連合で一体的に行 これまで、各市町村で行われてい

消費生活相談は、3月末日をもって 総局および新城設楽振興事務所での 終了となります。 なお、これに伴い、愛知県東三河

▶東三河消費生活総合センター

生活課 午前9時~午後4時30分 ▼場所=豊橋市役所 東館12階 安全 ▼開設日時=月~金曜日 ▼電話

☎(0532)5局2305

▶東三河消費生活田原センター

▼場所=田原市役所 北庁舎1階

商

※その他のセンター所在地など、詳 工観光課 金曜日/午前9時~午後4時30分 しくは東三河広域連合ホームページ 電話=☎23局3818 ▼開設日時=月・火・木

(http://www.east-mikawa.jp/) やり

覧ください。

東三河広域連合消費生活課

☎(0532)51局2306

福祉医療受給者証の 有効期間にご注意ください

証の有効期間が3月31日(木)で終 4月中にご返却ください。 了します。期限が切れた受給者証は、 次の対象の方は、福祉医療受給者

または赤羽根市民センター、渥美支 所へ直接返却 の子ども ▼返却方法=保険年金課 4月2日~平成13年4月1日生まれ 【子ども医療費受給者証】平成12年 月1日生まれの方およびその保護者 証】平成9年4月2日~平成10年4 対象=【母子家庭等医療費受給者

保険年金課

☎23局3514☎23局0180

寄付

した。ご厚意に感謝します。 次の方々からご寄付をいただきま

や家屋に限る) ▼持ち物=【本人

(同居親族を含む)】運転免許証・納

ふるさと寄附金

30万円。 から文化振興のため、 i 月 18 日、 12月29日、櫻井雄太様 匿名希望の方から、 金2万円。 (京都府 金

固定資産税にかかる閲覧・

縦覧

価格等縦覧帳簿の縦覧」を行います。 課税台帳の閲覧」「土地および家屋 ✓固定資産課税台帳の閲覧 の課税内容の確認のため「固定資産 4月から、平成28年度固定資産税

産や当該固定資産に権利のある土地 事項証明は、対象者にかかる固定資 する方₃固定資産の処分をする権利 われるものに限る)などの権利を有 や家屋について賃借権 税の納税義務者(代理人含む)②土地 午後5時15分 ▼対象=①固定資産 び年末年始を除く/午前8時30分~ 日(金)から/土・日曜日、祝日およ および記載事項証明の期間=4月 を有する一定の方(閲覧および記載 · 閲覧場所 = 市役所税務課 (対価が支払 ▼閲覧

> を押印した委任状と従業員証など従 業員自身を確認できるもの 【法人従業員の方】法人の代表者印

借地・借家人自身を確認できるもの 利関係を示す書面と運転免許証など

△土地および家屋価格等縦覧帳簿の

きます。縦覧は無料です。 と近隣の土地・家屋の価格を比較で 納税者が自分の土地・家屋の価

翌日から3カ月以内 関する審査の申し出は、4月1日か 認できるもの ▼審査申出期間=固 の方】法人の代表者印を押印した委 自身を確認できるもの【法人従業員 方】委任状と運転免許証など代理人 ドなど本人確認できるもの 免許証・納税通知書・個人番号カー =【本人 (同居親族を含む)】運転 税納税者 (代理人含む) ▼持ち物 内に所在する土地・家屋の固定資産 時30分~午後5時15分 ▼対象=市 期間 = 4月1日(金) ~5月31日(火) ▼縦覧場所=市役所税務課 定資産課税台帳に登録された価格に 任状と従業員証など従業員自身を確 /土・日曜日、祝日を除く/午前8 納税通知書の交付を受けた日の 【代理の ▼縦覧

▼税務課

☎3局3510壓3局0180

できるもの

【借地・借家人の方】権

と運転免許証など代理人自身を確認 確認できるもの【代理の方】委任状 税通知書・個人番号カードなど本人